

住宅の建替・リフォーム、合併処理浄化槽の設置

をお考えのみなさまへ

町の補助事業メニューをご紹介します！

ぜひご利用ください！

①【住宅建築奨励事業】



◇ 交付を受けることができる方

次の要件をすべて満たす方が対象となります

- ① 町内に住所を有し、住宅等の工事等をおこなう方（ただし、申請時の住所が町外の方については、工事が完了する年度の3月20日までに本町に転入する必要があります）
- ② 住宅の建築工事を町内の建築業者をお願いすること
- ③ 税金の滞納がないこと

◇ 交付の対象となる工事

- ① 町内に存する住宅の新築、増築、除却、リフォーム等工事
- ② リフォーム等工事については、工事基準点が10点以上となる世帯に限ります
- ③ 補助対象要件については、各要綱で定められた要件を満たしていることが条件となりますので、詳細についてはお問い合わせください

◇ 補助金額等

工事要件 (※1)	世帯要件					
	一般世帯 (世帯制限なし)	三世帯世帯 (三世帯同居)	移住世帯 (県外より移住)	新婚世帯 (婚姻後1年以内)	子育て世帯 (18歳未満子育て世帯)	近居世帯 (親子近距離)
通常	補助率 10% 限度額 30万円	補助率 20% 限度額 30万円				
県産木材	補助率 10% 限度額 30万円	補助率 20% 限度額 40万円				
空き家 (※2)	補助率 10% 限度額 30万円	補助率 20% 限度額 40万円				
新築	補助率 10% 限度額 50万円					
増築	補助率 10% 限度額 30万円	補助率 20% 限度額 30万円				
除却(※3)	補助率 10% 限度額 20万円					
耐震工事	補助率 25% 限度額 40万円					

※1 新築は300万円以上、新築以外は50万円以上の工事が対象となります

※2 売買により取得した空き家は中古住宅診断を行うことが必要です。（一般世帯を除く）

※3 除却は、新築及び増築時のみ適用となります

◇ その他

- ① この補助金の交付を受けられるのは1世帯1回限りとなります
- ② 他の制度の適用を受けるものは除きます（介護保険の住宅改修や省エネ住宅ポイント等の併用はできません）

—— ②【雪から家をまもる事業】 ——

◇ 交付を受けることができる方

次の要件をすべて満たす方が対象となります

- ① 大江町に住所及び住宅を有していること
- ② 工事等を町内業者をお願いすること
- ③ 税金の滞納がないこと



◇ 交付の対象となる建物

ご自身が住むための家が対象となります。なお、店舗等併用住宅の場合は、延床面積の2分の1以上が住宅の用途であるものとします

◇ 交付の対象となる屋根の改修工事（改修に要する費用が20万円を超えるものとします）

- ① 破損しやすい軒先を方杖などにより補強する屋根の改修
- ② 融雪式屋根への改良（融雪機器の取付。ただし新規に設置するものに限りです）
- ③ 屋根の雪を自然に落下させる自然落雪式屋根への改修
- ④ 住宅敷地内の雪を溶かして処理する融雪装置の設置

◇ 補助金額

対象工事費の30%以内（ただし、65歳以上の高齢者のみの世帯で町民税が非課税の場合は50%以内）の額、または30万円のいずれか低い額

◇ その他

- ① この補助金の交付を受けられるのは1世帯1回限りとなります
- ② 工事完了年度の3月20日までに工事が完了し、実績報告書が提出できるものに限りです
- ③ 他の制度の適用を受けるものは除きます

—— ③【西山杉材利用促進事業】 ——



◇ 交付要件

町内に建築される木造住宅等（注1）で、次に掲げる要件をすべて満たすものに限りです

- ① 町内産西山杉材を使用し、施工されるもの
- ② 町内の製材業者より納入された材料を使用するもの
- ③ 町内の建築業者により施工されるもの
- ④ 税金の滞納がないこと

（注1）新築・増改築等の別は問いません。また、木造住宅等とは「住宅・店舗・事務所・工場・倉庫・物置・車庫」とします

◇ 補助金額

補助金額は、補助対象経費（住宅建築経費のうち町内産西山杉の購入費で30万円以上）の30%以内の額で、50万円を限度とします

◇ その他

この補助金の交付を受けられるのは1世帯1回限りとします

◇ 補助該当例

たとえば・・・西山杉材で住宅の新築工事を行なった場合（最大で）

住宅建築奨励事業50万円（限度額）＋西山杉材利用促進事業50万円（限度額）＝100万円

④【木造住宅耐震診断士派遣事業】

地震の多い日本にとって耐震診断は重要な目安になります。町が認定した木造住宅耐震診断士を派遣して一般診断法による耐震診断を実施するものです。

※一般診断法とは：家の壁材等をはがすことはせずに、主に内外観（建物の形状・壁量・壁の材質・建物の劣化状況等）により診断を行う方法です。

◇ 対象となる住宅（平面図をご準備ください）

- ② 昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建住宅
- ③ 在来軸組工法で、木造平屋建てまたは木造2階建て住宅
- ④ 店舗等併用住宅の場合は、延床面積の2分の1以上が住宅の用途であるもの

◇ 費用

1棟あたり88,560円 ※個人負担が8,560円で80,000円が町の負担になります

⑤【大江町合併処理浄化槽設置整備事業】

◇ 事業の内容

合併処理浄化槽を設置する際に要する経費について、限度額内で町が補助金を交付

◇ 補助金の交付対象となる方

町内の住宅（併用住宅を含む）、事業所、集会施設に合併処理浄化槽を設置する方

◇ 対象となる工事

合併処理浄化槽設置工事に要する経費

◇ 対象経費と補助金額

人槽区分	限度額
5人槽	560,000円
6～7人槽	700,000円
8～10人槽	940,000円
11～20人槽	1,002,000円
21～30人槽	1,545,000円
31～50人槽	2,129,000円
51人槽～	2,429,000円

左記の補助金に加え、

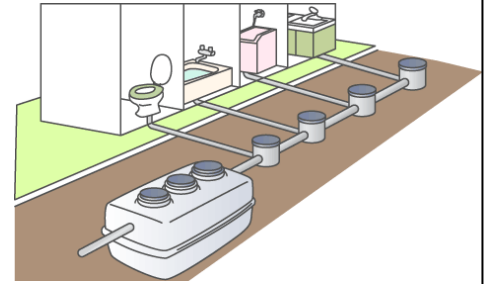
- (1) 単独浄化槽撤去上乗せ分50,000円
- (2) 特別重点地域上乗せ分（月布、貫見、黒森、小清、沢口、中沢口、道海、柳川平、田ノ沢、矢引沢、古寺の月布川上流部地域）50,000円
- (3) 下水道認可区域除外区域上乗せ分50,000円

の特別加算額があります。

⑥【大江町浄化槽整備促進事業】

県内における生活雑排水対策の推進として、県による浄化槽支援制度「山形県浄化槽整備促進事業」がありますが、これを受け、本町でも「大江町浄化槽整備促進事業費補助金交付要綱」を制定し、従来からの合併処理浄化槽設置に対する補助^{※1}に加え、県補助分としてさらに上乗せして補助し、設置者の負担を軽減する施策をおこないます。

合併処理浄化槽への切り替えを検討されている方は、この機会にぜひ本事業を活用ください。受付は随時おこなっています。



◇ 対象者

1. 既存単独処理浄化槽および汲み取り便槽から合併処理浄化槽への浄化槽転換事業^{※2}をおこなう者
2. 申請年度の3月15日までの間に合併処理浄化槽を設置し、使用可能な方

◇ 対象地域

大江町公共下水道認可区域および農業集落排水事業整備計画区域を除いた地区

◇ 補助金額

5人槽 … 浄化槽本体工事費^{※3}から補助基準額 352,000円を控除した額の1/3
(上限額210,000円)

6人槽以上 … 浄化槽本体工事費から補助基準額 441,000円を控除した額の1/3
(上限額265,000円)

- ※1 大江町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づく補助(詳細は⑤をご覧ください)
- ※2 既にある単独処理浄化槽または汲み取り便槽を廃止し、新たに合併処理浄化槽を設置するための事業(住宅の新築に伴う浄化槽設置は補助対象とならないが、同一敷地内における住宅建替えに伴う場合は補助対象とする)
- ※3 浄化槽本体工事費＝浄化槽設置に係る全体工事費から配管工事等の付帯工事費を除いた額

〈 ⑤と⑥の合併浄化槽補助事業を活用した補助金のイメージ 〉

例：貫見地区で汲み取り便槽から合併処理浄化槽(5人槽)への転換工事をおこなう方

$$\begin{aligned} \text{補助金額} &= 560,000 \text{円 (従来の補助基準額)} + 50,000 \text{円 (特別重点地域上乗せ分)} \\ &+ (\text{浄化槽本体工事費} - 352,000 \text{円}) \times 1/3 \sim \text{上限 } 210,000 \text{円} \\ &= \text{最高 } 820,000 \text{円}^{\ast 4} \end{aligned}$$

※4 単独浄化槽廃止上乗せ分(50,000円)が加算になるケースもあります

※①「住宅建築奨励事業」、②「雪から家をまもる事業」、③「西山杉材利用促進事業」、④「木造住宅耐震診断士派遣事業」についてのお申し込みは、建設水道課管理係(☎62-2116 内線253)まで

※⑤「大江町合併処理浄化槽設置整備事業」、⑥「大江町浄化槽整備促進事業」についてのお申し込みは、建設水道課庶務係(☎62-2117 内線264)まで

☆ 補助金交付決定前の着工は補助の対象となりませんのでご注意ください。

☆ 予算の範囲内での補助となります。予算がなくなり次第、受付を終了させていただきます。